

給与勧告の仕組みと今回の勧告のポイント

令和2年10月
新潟市人事委員会

【給与勧告制度とは】

公務員は、民間企業の従業員と異なり、憲法で保障された労働基本権が制約されています。このような労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法により人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

給与勧告は、市職員の給与が社会一般の情勢に適応した適切なものとなるよう、市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準を均衡させることを基本としています。

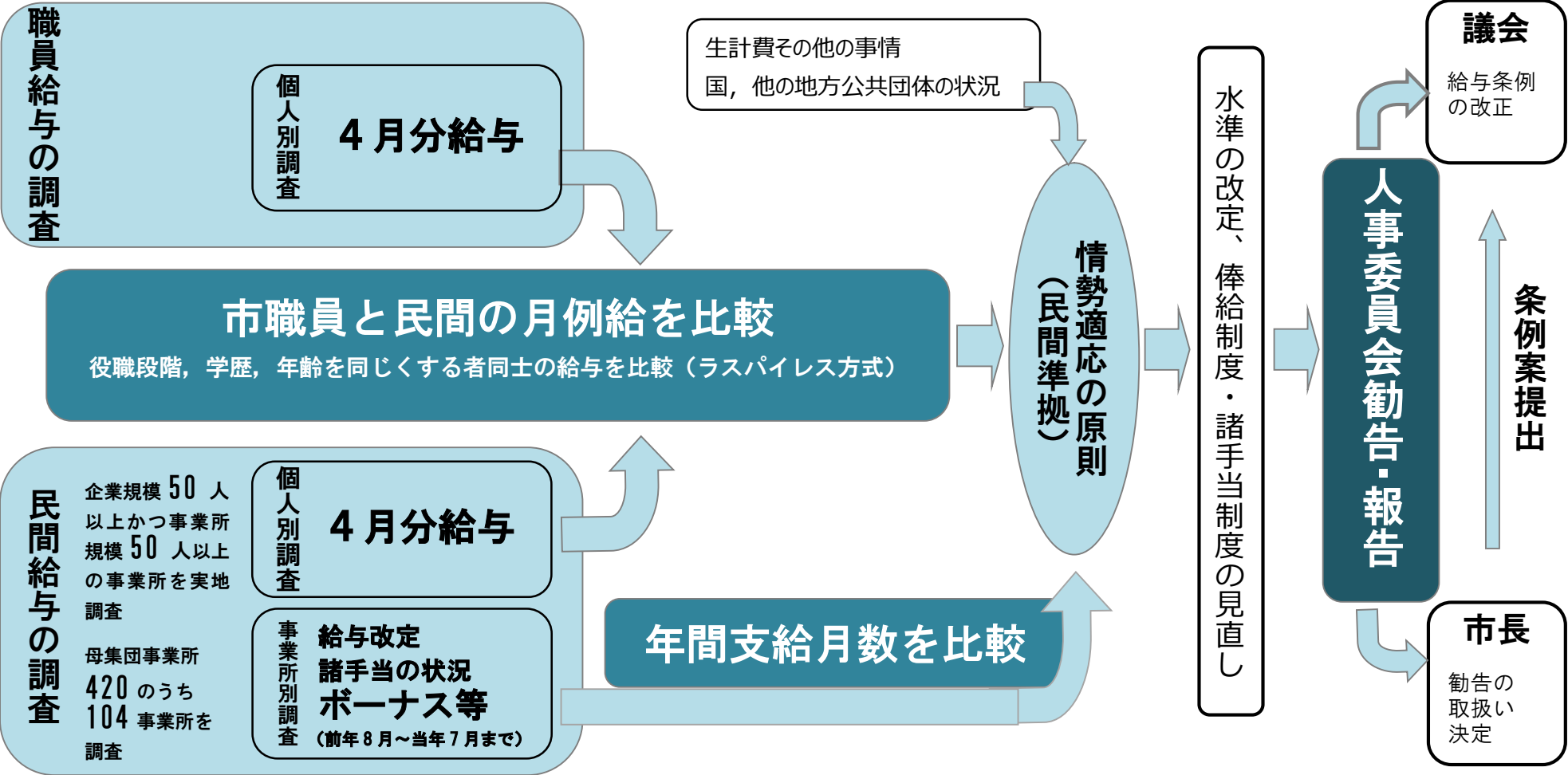
この給与水準を精密に比較するため、人事委員会は、毎年、市内民間企業の従業員の給与等について詳細な調査を行い、その結果を基に、給与等に関する報告及び勧告を行っています。

目 次

① 給与勧告の流れ	2
② 給与勧告の対象職員	3
③ 今回の勧告のポイント	4
④ 過去の給与勧告の状況	5

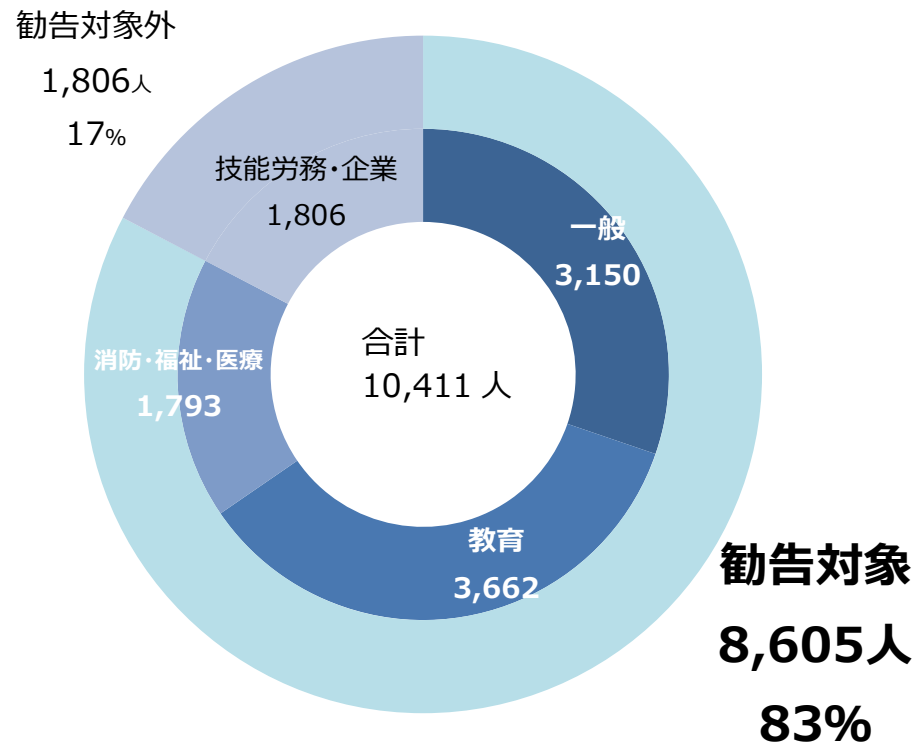
① 給与勧告の流れ

新潟市人事委員会では、市職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間（昨年8月から本年7月まで）の支給実績を把握し、民間の年間支給割合に市職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



② 給与勧告の対象職員

新潟市に勤務する一般職の職員のうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、技能労務職員並びに市民病院及び水道局の企業職員を除いた 8,605人（令和2年4月1日現在）です。



		適用俸給表	職員数 (人)
勧告対象	一般	一般	3,150
	教育	教育職 (1)	190
		新潟県の例によるもの	75
		教育職 (2)	3,397
	消防	医療職 (1)	5
		医療職 (2)	93
	福祉	医療職 (3)	165
	医療	消防職	904
		福祉職	626
	小計		
勧告対象外	技能労務職		502
	企業職 (病院)		1,002
	企業職 (水道)		302
全俸給表			10,411

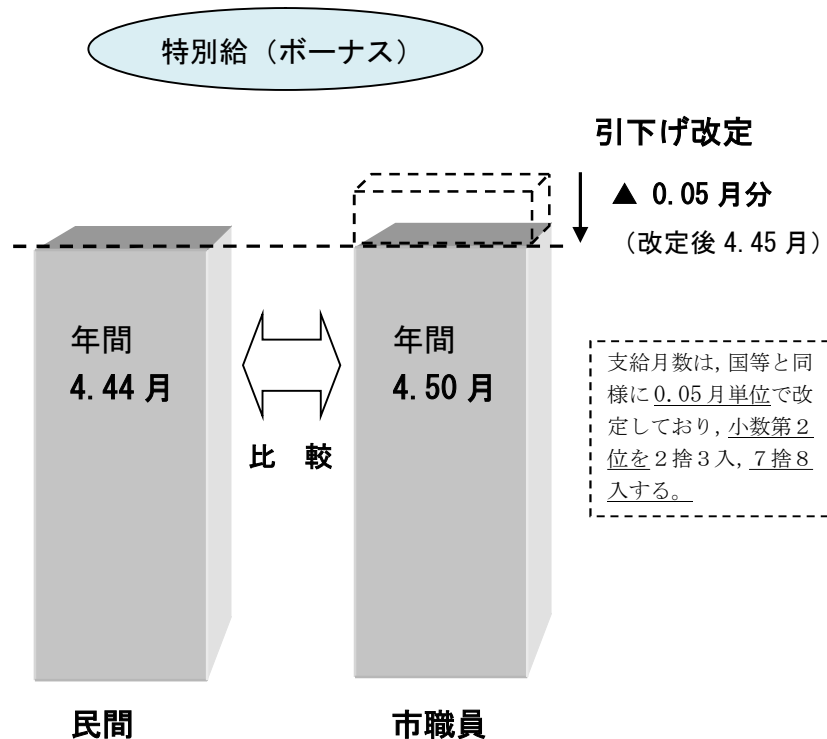
※令和2年職員給与実態調査結果をもとに算出

(臨時的任用, 任期付職員, 会計年度任用職員及び育児休業等の職員を除く。)

③ 今回の勧告のポイント

ボーナス（特別給）を0.05月分引下げ ～平均年間給与は約18,000円の減額～

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定



民間の特別給の支給割合を考慮し支給月数を引下げ
(4.50月分→4.45月分)

※引下げ分は、民間の特別給の支給状況及び人事院勧告を踏まえ期末手当の支給月数に反映

実施時期

公布日の属する月の翌月初日

(公布日が月の初日であるときは、その日)

【参考】給与改定の影響

職員の年間給与 (一般俸給表適用者 平均年齢 42.1歳 平均経験年数 19.9年)

改定前	改定後	増減額 (率)
5,966,000円	5,948,000円	△18,000円(△0.30%)

※人件費（共済費等を除く）への影響額 約1.72億円

(企業職を除く9,107人による試算)

④ 過去の給与勧告の状況

年	月例給		特別給（ボーナス）		一般俸給表適用職員の 平均年間給与※	
	公民較差	較差率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成 19 年	542 円	0.15%	4.45 月	－	0.8 万円	0.13%
平成 20 年	62 円	－	4.45 月	－	－	－
平成 21 年	△ 570 円	△ 0.16%	4.15 月	△ 0.30 月	△ 12.4 万円	△ 2.05%
平成 22 年	△ 528 円	△ 0.15%	3.95 月	△ 0.20 月	△ 8.4 万円	△ 1.43%
平成 23 年	△ 30 円	－	3.95 月	－	－	－
平成 24 年	82 円	－	3.95 月	－	－	－
平成 25 年	△ 476 円	△ 0.13%	3.95 月	－	△ 0.8 万円	△ 0.14%
平成 26 年	1,425 円	0.40%	4.10 月	0.15 月	7.8 万円	1.37%
平成 27 年	1,158 円	0.32%	4.20 月	0.10 月	5.6 万円	0.97%
平成 28 年	519 円	0.14%	4.30 月	0.10 月	4.5 万円	0.77%
平成 29 年	△ 646 円	△ 0.18%	4.40 月	0.10 月	2.6 万円	0.45%
平成 30 年	1,262 円	0.36%	4.45 月	0.05 月	3.9 万円	0.67%
令和 元年	434 円	0.12%	4.50 月	0.05 月	2.6 万円	0.44%
令和 2 年	(別途勧告予定)		4.45 月	△ 0.05 月	△ 1.8 万円	△ 0.30%

本人事委員会の発足は平成 19 年